

一般社団法人延岡観光協会 広告取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人延岡観光協会（以下「協会」という。）の資産についての広告を掲載する媒体として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 この要綱における広告媒体とは、次に掲げる協会の資産のうち広告掲載が可能なものとする。

- (1) ホームページ
- (2) 印刷物
- (3) 公式 SNS (Facebook、Instagram、TikTok など) ※当協会会員限定
- (4) その他広告媒体として活用可能な協会の資産

(基本的な考え方)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、公共性及び中立性を損なうことがなく、かつ、社会的信用度が高いものでなければならない。

(広告掲載の基本原則)

第4条 広告掲載を実施する場合は、法令の遵守、消費者の保護、青少年の健全育成、商取引の安全性の確保、地域社会及び地域経済の健全な発展を図るため、次の事項に留意するものとする。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関係法規及び社会秩序を遵守するものであること。
- (6) 掲載された広告についての一切の責任は広告主にあり、協会は責任を負わないこと。

(業種又は事業者の制限)

第5条 次に掲げる業種の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業と規定されている業種
- (2) 消費者金融に関する業種
- (3) たばこに関する業種
- (4) ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種
- (5) 商品先物取引に関する業種
- (6) 法律の定めのない医療類似行為に関する業種
- (7) 興信所、探偵事務所
- (8) 民事再生法又は会社更生法による再生手続又は更生手続中の事業者
- (9) その他広告として記載することが適切ではないと協会が認めるもの

(掲載を承諾しない広告)

第6条 次に掲げるものは、広告に掲載しない。

(1) 第3条の趣旨に鑑みて適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 法令及び延岡市の条例・規則等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可賞品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 公序良俗に反するものまたはそのおそれのあるもの
- エ 選挙、政党・政治団体等、政治活動に関連するもの
- オ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- カ 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告
- キ 国内世論が大きく分かれているもの
- ク 個人、団体等の意見広告及び名刺広告
- ケ 広告媒体の紙面、画面構成、主要使用目的を著しく損なうおそれがあると認められるもの
- コ 人権侵害、差別、名誉棄損のおそれがあるもの
- サ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- シ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのあるもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現(誇大広告)、根拠のない表示及び誤解を招くような表現
例:「世界一」「一番安い」等(根拠となる資料を要する)
- イ 射幸心を著しくあおる表現
例:「今が・これが最後のチャンス(今購入しないと次はないという意味)」等
- ウ 人材募集広告については、労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- カ 責任の所在が明確でないもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 水着姿及び裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を判断するものとする。
- イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現のもの
- ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現のもの
- エ ギャンブルを肯定するもの
- オ 青少年の健康、精神、教育に有害なもの

(広告掲載の位置)

第7条 広告媒体における広告掲載の位置、枠数等は広告媒体の目的を妨げない限度において、協会が定めるものとする。

(広告掲載の優先順位)

第 8 条 広告掲載希望者が、第 7 条により協会が定めた枠数を超えるときは、地域性等を考慮して決定するものとする。

(広告物の制作及び経費負担)

第 9 条 広告物の原稿データは、広告主が経費を負担するものとし、広告主又は広告取扱業者は、協会の指定する仕様に従って製作し、協会に提出するものとする。

ただし、協会による制作の必然性がある場合はこの限りではない。

(広告掲載の承諾)

第 10 条 広告申込を受けた際は、広告掲載に係る承諾の可否を決定するため審査を行い、その結果を広告主に通知するものとする。

(広告掲載料)

第 11 条 広告の掲載料については、別紙 1 に定めるとおりとする。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和 3 年 1 月 22 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 4 月 22 日から施行する。